



平成28年度ニホンジカ個体数推定およびモニタリング調査業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、公告する。

平成28年6月27日

奈良県知事 荒井 正 吾



1 業務の概要

(1) 業務名

平成28年度ニホンジカ個体数推定およびモニタリング調査業務

(2) 業務内容

次期ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定するため、個体数推定、将来予測プログラムおよび捕獲計画分析ツールを作成し、将来の目標生息頭数達成に向けての捕獲計画を検討するための報告書を作成する。

また、奈良県下全域において、糞塊法による生息密度指標調査を実施するために、調査ルート、調査時期、現地調査項目の設定を行う。これに基づいて調査を実施し、結果をとりまとめるとともに、今後調査に向けての提言を盛り込んだ報告書を作成する。

詳細は、別添「平成28年度ニホンジカ個体数推定およびモニタリング調査業務説明書（以下「業務説明書」という。）」記載のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年3月17日（金）まで

(4) 委託上限額

4,087,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加資格

本委託業務における受託者募集に参加できる者は、単独によるものとし、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録している者（申請中含む）。
- (2) 5年以内に都道府県からニホンジカの特定鳥獣保護管理計画または第二種特定鳥獣管理計画に係る業務を受託し、その中で個体数推定及び将来予測を実施した実績があること。
- (3) 5年以内に都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカの生息密度指標調査業務を受託し事業完了した実績があること。
- (4) 5年以内に都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカの生息密度指標調査業務を3年以上実施している調査員が3人以上在籍していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間でないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (9) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (10) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (11) 奈良県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月奈良県条例 35 号）第 6 条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- (12) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (13) 暴力団又はその構成員（暴力団の更正団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (14) 上記 (12) 及び (13) 並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人でないこと。
- (15) 役員等（役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
- (16) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人でないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2 の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類の虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）
奈良県農林部農業水産振興課 鳥獣対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-7480 (ダイヤルイン)

(2) 業務説明書の配布

①配布期間 平成28年6月27日(月)から平成28年7月19日(火)まで。
ただし、担当部署における配布は午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分(最終日は午後4時)までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

②配布方法 (1)の担当部署において配布するとともに、インターネットの「奈良県農業水産振興課ホームページ」から入手するものとする。

(3) 参加表明書の提出等

①提出期限 平成28年7月19日(火)まで

②提出先 (1)の担当部署に同じ

③提出物 様式1-1 参加表明書

様式1-2 都道府県からニホンジカの特定鳥獣保護管理計画または第二種特定鳥獣管理計画に係る業務を受託し、その中で個体数推定及び将来予測を実施した実績

様式1-3 都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカの生息密度指標調査業務を受託し事業完了した実績

様式1-4 都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカの生息密度指標調査業務を3年以上実施している調査員3人以上の実績

奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)に基づく競争入札参加資格者登録済みであることがわかるもの(申請中の場合は申請書の写し)

④提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

⑤提出部数 各1部

(4) 技術提案書の提出等

①提出期限 平成28年8月19日(金)まで

②提出先 (1)の担当部署に同じ

③提出物 様式2-1 技術提案書

様式2-2 業務の実施方針、実施体制等

様式2-3 個体数推定手法

様式2-4 将来予測プログラム、捕獲計画分析ツール作成

様式2-5 調査ルートの設定

様式2-6 調査時期の設定

様式2-7 現地調査項目の設定

奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定
(平成7年12月奈良県告示第425号)に基づく競争入札参加資格
者登録済みであることがわかるもの

④提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出
期限必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで、午後1時から午後
4時30分までとし、県の休日を除く。

⑤提出部数 正副各1部

(5) 質問の受付

業務説明書の示すところによるものとする。

(6) 留意事項

業務説明書の示すところによるものとする。

5 受託者の特定

提案者を特定するための評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託
者として特定する。

6 契約の手続

上記5において特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、
5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。受託者が
決定したときは、奈良県会計規則及び奈良県契約規則の規定により契約手続を行う。

7 その他

(1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された技術提案書等は返却しない。

(3) その他、詳細は業務説明書によるものとする。